別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～三　（略）	（略）
四　保安基準第二条、第四条、第四条の二、第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第五項及び第六項並びに第二十六条第一項に定める基準のうち、寸法又は重量の測定に係る試験（同令第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験にあっては、牽引自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
五～八　（略）	（略）
九　保安基準第六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
十　保安基準第八条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
十一　保安基準第八条第一項に定める基準のうち車載式燃料・電力消費等測定装置（外部電源により供給される電気を動力源とするもの（二輪自動車、側車付二輪自動車及び圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）に限る。）に係る試験	四十二万二千円
十二～十八　（略）	（略）
十九　保安基準第九条第一項に定める基準に係る試験（第五号、第十七号及び前号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
二十～三十　（略）	（略）
三十一　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十三号から第三十六号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
三十二　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十六号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十三～三十六　（略）	（略）

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～三　（略）	（略）
四　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第二条、第四条、第四条の二、第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第五項及び第六項並びに第二十六条第一項に定める基準のうち、寸法又は重量の測定に係る試験（同令第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験にあっては、牽引自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
五～八　（略）	（略）
九　保安基準第六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
十～十六　（略）	（略）
十七　保安基準第九条第一項に定める基準に係る試験（第五号、第十五号及び前号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
十八～二十八　（略）	（略）
二十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
三十　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十一～三十四　（略）	（略）